

群 運 整 第 372 号
令和 4 年 12 月 27 日

遠隔点呼承認通知書

株式会社 ボルテックスセイゲン
代表取締役社長 武井 宏 殿

令和 4 年 1 1 月 2 9 日付にて貴社より申請のあった遠隔点呼の実施に係る申請について、「遠隔点呼実施要領について」(令和 3 年 1 2 月 2 7 日付け国自安第 1 3 7 号、国自旅第 3 9 3 号、国自貨第 9 1 号) 別添遠隔点呼実施要領に規定する要件を満たしていることが確認され、運行管理高度化検討会において、下記に記載の営業所間において遠隔点呼の実施が認められたことを通知する。

なお、遠隔点呼の実施は令和 5 年 1 月 1 日より認めるものとする。

一般貨物自動車運送事業

遠隔点呼実施営業所

- ・ 本社営業所 (群馬県安中市原市 1 2 2 - 1)

被遠隔点呼実施営業所

- ・ 上越物流センター (新潟県上越市頸城区西福島 4 4 0 - 1 0)

なお、遠隔点呼実施要領に規定する要件を満たしていない状態が確認された場合や遠隔点呼実施要領に記載の要件を逸脱していることが認められた場合は、運行管理高度化検討会において遠隔点呼の実施継続を認めない決定がされる可能性があることを付言する。

群馬運輸支局長 鷲巢 雄一
(公 印 省 略)